

政令第二百九十三号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第一百八十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(採択地区協議会の組織及び運営)

第十一条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

- 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。
- 第十二条を次のように改める。
- (採択地区協議会の規約事項)
- 第十二条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 採択地区協議会の名称
 - 二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
 - 三 採択地区協議会の組織
 - 四 教科用図書の選定の方法
 - 五 採択地区協議会の経費の支弁の方法
- 第十六条を第十七条とする。

第十五条第一号中「一千万円」を「千万円」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(採択地区協議会の規約の変更)

第十三条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。